

丸亀の市民活動情報ネット まるがめっと広告募集要項

丸亀の市民活動情報ネット まるがめっとは、主に丸亀市内で行われる市民活動の情報を集約した、丸亀市が運営するサイトです。

このサイトについて、丸亀市広告事業実施要綱及び丸亀市広告掲載基準に定めるもののほか、次の事項を定め、市民活動を応援するという趣旨にご賛同いただける広告掲載者を募集します。

1 広告について

位置	トップページ下部
大きさ	縦63×横160（ピクセル）
枠数	8枠 ※トップページを開くたびに、8枠の中で位置が変わり、宣伝効果を高めます。
容量	20KB以内
形式	GIF 又は JPEGファイル
掲載期間	1ヶ月単位（原則1日から月末まで）とし、複数月契約を可とします。ただし、年度をまたぐ期間の設定は不可とします。
掲載料金 （月額／税込）	1枠4,000円／月
納付方法	掲載期間分の掲載料金を合算した金額について、原則として一括前納。

2 申込方法、期限等

申込方法	広告掲載申込書に広告の内容がわかる原稿案その他書類を添えて、直接下記まで申し込んでください。
申込先 （問い合わせ先）	〒763-8501 丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市生活環境部市民活動推進課 宛 TEL 0877-24-8809 Fax 0877-25-2409 E-mail katsudo-k@city.marugame.lg.jp
掲載申込期限	掲載希望日の30日前
掲載料の納入期限	掲載希望日の10日前
原稿提出期限	掲載希望日の7日前（原稿作成は広告主）

3 広告の選定方法

広告の選定にあたっては、公共性の度合いや事業所の所在地などを勘案して掲載順位を決めることとし、同順位のもの複数ある場合は、抽選等により決定します。

4 広告掲載の決定

広告掲載の承諾・不承諾を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に通知します。

5 広告内容等の変更

社会情勢の変化や、各種法令又は丸亀市広告掲載基準の変更等により、広告内容が不適切と思われる場合は、広告掲載の承諾決定通知を受けた人（以下「広告主」という。）に対して、内容の変更等を求めることがあります。

6 広告掲載の取り消し

広告主が、指定期日までに広告掲載料を納付しない場合や原稿を提出しない場合、その他、市長が広告の掲載が適切でないと判断した場合は、広告の掲載を取り消すことがあります。広告掲載を取り消した場合は、既に納付された広告掲載料は返還しません。

7 広告掲載の取り下げ

広告主は、文書で申し出ることにより、広告を取り下げることができます。既に納付した広告掲載料は、当該広告枠に次の広告主が決まった場合に返還します。

8 広告掲載期間の延長

広告主に責任がなく、丸亀市が広告を1日6時間以上掲載できなかったときは、1日単位で掲載期間を延長します。延長できない場合は、未掲載期間の広告掲載料を日割り計算により返還します。

9 広告主の責務

広告主は、丸亀の市民活動情報ネット まるがめっとに掲載された広告及びそのリンク先の内容に関する一切の責任を負うものとします。

広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて、権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければなりません。

また、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

10 その他（掲載イメージ）

私たちは、市民活動を応援しています。

